

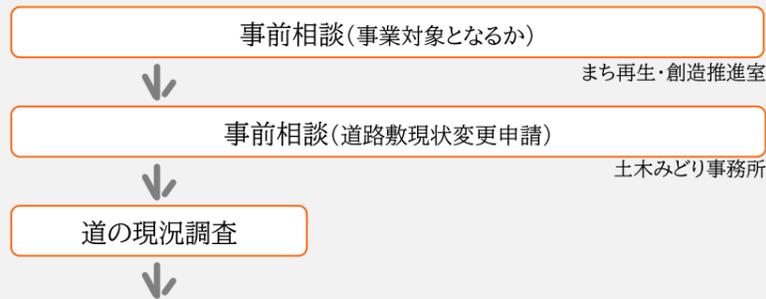
申請手続等のフロー

申請者

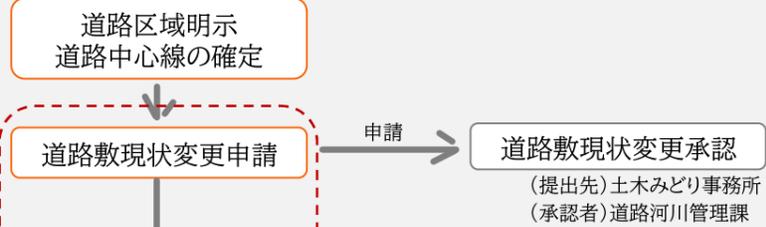
京都市

申請前に行うこと

- 申請者
- 道路河川管理課
- まち再生・創造推進室

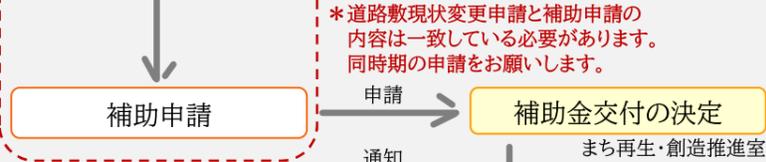


- 道路敷現状変更申請書
【添付図書】
- 位置図・平面図・計画図・構造図
 - 公図(字限図)・道路区域明示図
 - 寄付誓約書・全部事項証明書
 - 求積図
- 各4部



申請

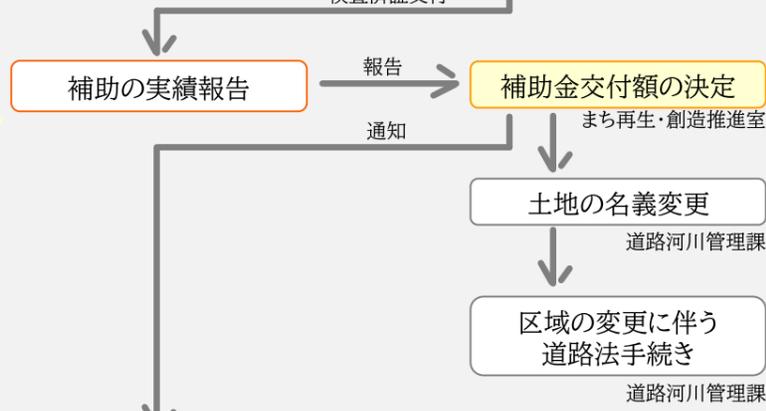
- 補助金交付申請書
【添付図書】
- 付近見取図
 - 申請者が第6条の規定に適合する者であることを証する書類
 - 周辺状況図、計画図
 - 工事等の見積書の写し
 - 現場写真(着工前)
 - 道路敷現状変更申請書の写し
- 各1部



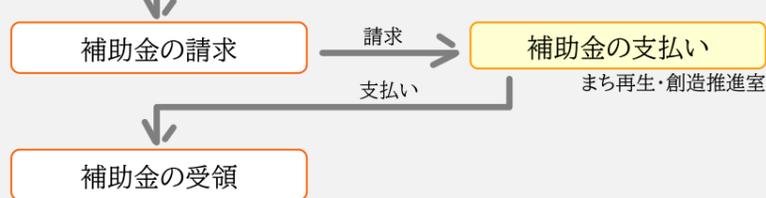
- 工事完了届
【添付図書】
- 工事完了後の実測平面図
 - 寄付申出書、登記承諾書
 - 登記原因証明情報
 - 印鑑証明書・減免申請書
 - 全部事項証明書
 - 公図(法務局公図の写し)
 - 道路区域明示図等
 - 地積測量図
- 各1部
各2部



- 実績報告書
【添付図書】
- 工事請負契約書等の写し
 - 施工者の請求書等の写し
 - 領収書の写し
 - 現場写真(工事中・完了後)
 - 完了検査済証の写し
 - 道路区域決定図(紙・データとも)
- 各1部



- 補助金請求書
- 1部



お問合せ先

京都市都市計画局 まち再生・創造推進室(密集市街地・細街路対策担当)
〒604-8571 京都市中京区上本能寺前町488 / TEL(075)222-3503 / FAX(075)222-3478

発行／
京都市都市計画局
まち再生・創造推進室

京都市印刷物
第064180号
令和6年5月発行



この印刷物が不要になれば「替がみ」として古紙回収等へ!

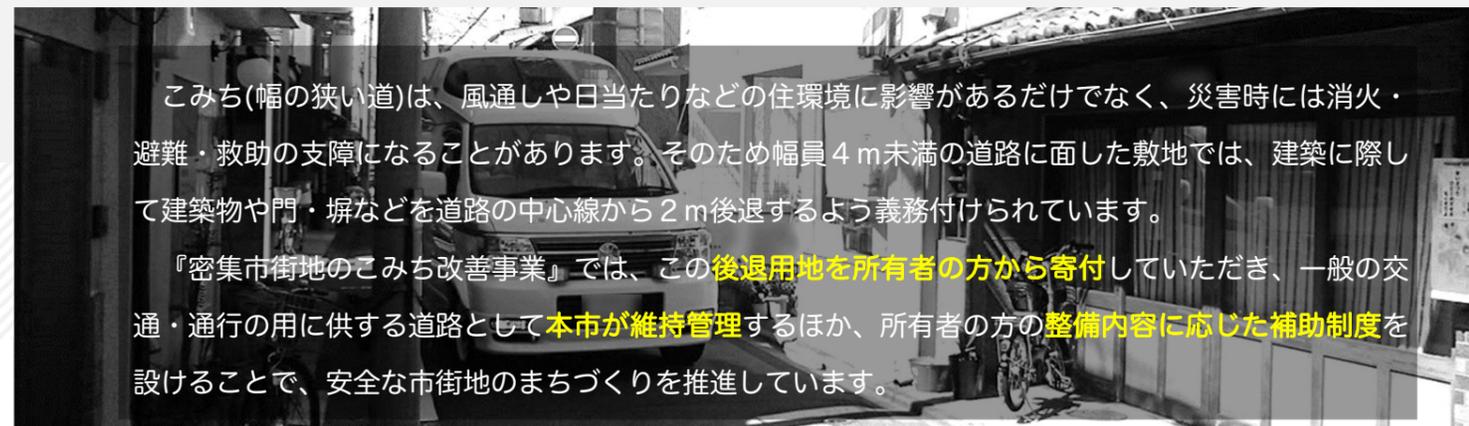
密集市街地のこみち改善事業の手引き



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



こみちの拡幅整備にご協力をお願いします。



こみち(幅の狭い道)は、風通しや日当たりなどの住環境に影響があるだけでなく、災害時には消火・避難・救助の支障になることがあります。そのため幅員4m未満の道路に面した敷地では、建築に際して建築物や門・塀などを道路の中心線から2m後退するよう義務付けられています。

『密集市街地のこみち改善事業』では、この後退用地を所有者の方から寄付していただき、一般の交通・通行の用に供する道路として本市が維持管理するほか、所有者の方の整備内容に応じた補助制度を設けることで、安全な市街地のまちづくりを推進しています。

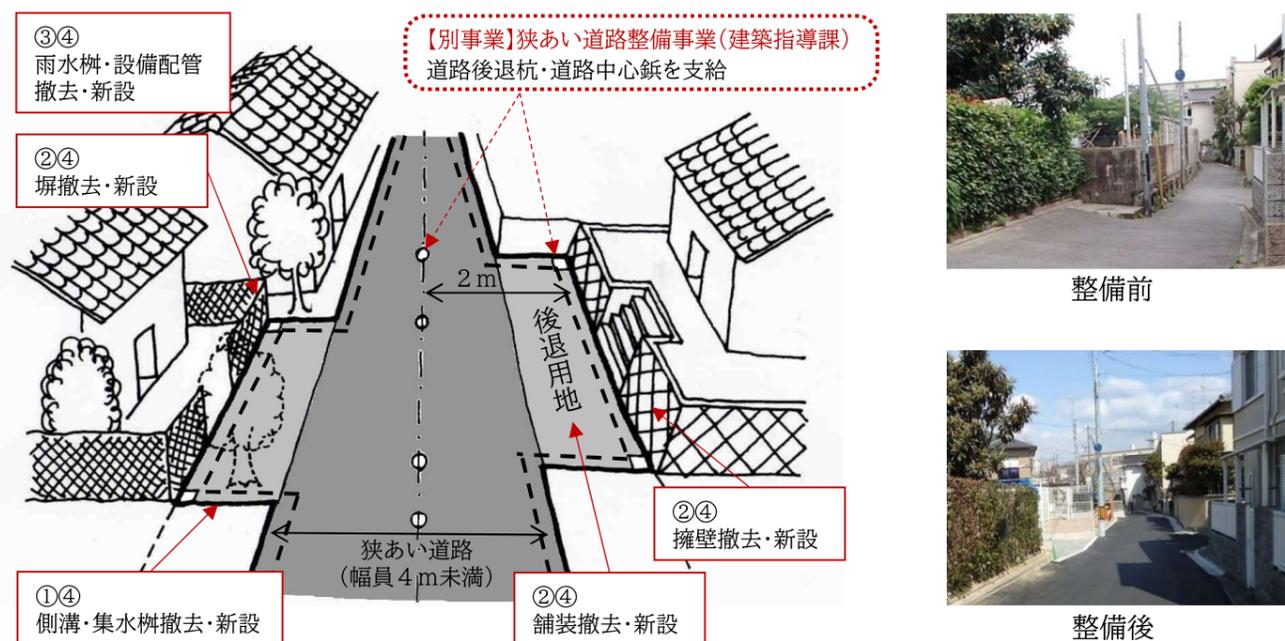
1. 事業概要

- 建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の2項道路について、沿道の方のご協力のもと、道路中心から2mの範囲内の後退用地を京都市に寄付していただくことを条件に、2項道路を拡幅整備する工事費用・手続費用を補助する事業です。
- 補助対象となる費用は次のとおりです。

- ① 既存道路内の舗装、側溝、側溝蓋、集水桝及び縁石等の撤去
- ② 後退用地内の舗装、門及び塀その他の工作物の撤去
- ③ 後退用地内の雨水桝その他の設備の移設
- ④ 舗装（後退用地の新設に付随する工事に限る）、側溝、側溝蓋、集水桝、道路境界石及び道路境界塀の新設
- ⑤ 後退用地の寄付に係る分筆測量・分筆登記

- 寄付された後退用地は、道路法に基づく道路区域として、京都市が将来にわたって管理（傷んだ場合の補修など）します。

2. イメージ図



3. 対象

- 対象地域は、上京区の出水学区内です。
- 対象道路は、建築基準法の2項道路であり、かつ、道路法の認定道路です。
- 対象者は、後退用地の土地所有者又は当該所有者の同意を得た者です。

ただし、以下のものは除きます。

- × 都市計画法第29条第1項の規定による市長の許可を受けた開発行為を伴う事業
- × 国、地方公共団体、又はこれに準ずる団体が行う建築行為を伴う事業
- × その他この要綱を適用することが適当でないものとして市長が認めた事業

4. 補助金

区分		補助金の額
撤去工事(公共物移設等に伴う撤去を除く)		工事費用 上限25万円
新設工事		工事費用 上限45万円
公共物移設等	集水桝の移設(撤去含む)	工事費用 上限30万円
	給排水工事(撤去含む)	工事費用 上限25万円
	ガス管工事(撤去含む)	工事費用 上限25万円
分筆測量		上限20万円
分筆登記		上限80万円

5. 協力金

後退用地の寄付後、申請者に協力金を交付します。

$$\text{協力金} = \text{¥45,000円} \times \text{寄付面積(m}^2\text{)}$$

(注) 協力金は、申請1件につき8万円を限度とします。

6. 注意事項

- 本市による現場調査の結果等により、「部分的に拡幅整備を行うことで道路機能に支障をきたす」と道路管理者が判断した場合は、要件に合致していても補助金の交付及び寄付の受領はできません。
- 本事業は、後退用地を寄付していただく場合に限り適用します。
- 制度詳細は「京都市密集市街地のこみち改善事業補助金等交付要綱」をご覧ください。

別途ご相談ください

- 寄付できない特別の事情がある場合
- 道路拡幅整備費の補助を受けずに後退用地を寄付する場合
- 私道の2項道路を拡幅整備する場合
- 優先地区に存する2項道路を拡幅整備する場合

優先地区とは...
北 区：柏野学区
上京区：翔鸞学区、仁和学区
正親学区、出水区
東山区：六原学区